

答 申 第 9 1 号
(諮 問 第 9 2 号)

令和 3 年 (2021 年) 3 月 18 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 嘉 藤 亮

令和 2 年 (2020 年) 5 月 14 日付け鎌総第 352 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

令和元年（2019年）10月4日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「平成26年1月16日 深沢地域整備事業に関する公聴会 公述意見に対する市の考え。 公述にあるJR所有地の取得や寄付を受けることについては、JRに対しご意見を伝えるとともに、協力を要請してまいります。 1、鎌倉市がJRに対し意見を伝えるとともに、協力を要請した文書 2、上記に対するJRの回答等の文書」について、実施機関鎌倉市長が令和元年（2019年）11月29日付けで行った行政文書一部公開決定処分は妥当である。

2 審査請求の主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、令和元年（2019年）10月4日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「平成26年1月16日 深沢地域整備事業に関する公聴会 公述意見に対する市の考え。 公述にあるJR所有地の取得や寄付を受けることについては、JRに対しご意見を伝えるとともに、協力を要請してまいります。 1、鎌倉市がJRに対し意見を伝えるとともに、協力を要請した文書 2、上記に対するJRの回答等の文書」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、令和元年（2019年）11月29日付け鎌倉市指令深地第18号で行政文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、令和2年（2020年）1月6日付けで審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が令和2年（2020年）1月6日付けで提出した審査請求書、同年2月26日付けで提出した反論書及び同年3月25日付けで提出した再反論書を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

なお、審査請求人は審査会における口頭意見陳述を申し出なかったため、審査請求人の口頭意見陳述は実施していない。

ア 条例第1条の趣旨に反し、不必要に非公開部分が広げられている。

イ 過去に同内容で請求したときには、行政文書不存決定処分がなされたにも関わらず、本件請求では行政文書一部公開決定処分がなされており、条例を公正に運用していない。

ウ 本件請求に対して公開された議事録（以下「議事録1」という。）の内容が、過去に公開された同じものと考えられる議事録（以下「議事録2」という。）と異なっていることから、議事録1は書き換えられているか、複数存在すると思料され、適正に公開されていない。

エ 黒塗りの部分が条例第6条第1号、第2号及び第4号いずれに該当し黒塗りにしたのか判別できないことから、何号で黒塗りにしたのか明らかにするべきである。

3 実施機関の行政文書一部公開決定理由説明要旨

令和2年（2020年）2月17日付けで提出された弁明書及び同年3月16日付けで提出された再弁明書並びに同年9月23日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書一部公開決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

(1) 本件処分で非公開とした情報は、条例第6条第2号及び第4号に該当し、条例に則り適切に文書を公開している。なお、本件処分時には条例第6条第2号としていたが、口頭による決定理由説明の際に、具体的には同条同号アに該当すると釈明した。

(2) 審査請求人が過去に請求した内容と本件請求の内容は異なるため、公開する文書も異なるものであり、請求内容に対して適切な処分を行っている。

(3) 本件請求に対して公開した議事録1と議事録2とは、行のず

れが生じているが、これは同一の電子ファイルを異なるバージョンのソフトウェアを用いて印刷したためであり、公開に際して、内容に相違がないことを確認している。

- (4) 条例第6条各号該当箇所を個々に切り分けて表してはいないが、条例第10条第2項に則り、決定通知書において非公開情報の概要及び理由を示しており、審査請求の趣旨及び理由の記載を妨げるような不利益を与えるものではなく、本件一部公開決定は妥当である。

4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書及び再反論書並びに実施機関からの弁明書、再弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

- (1) 本件対象文書は、深沢地域整備事業に関する公聴会において鎌倉市の出席者が言及している、JR東日本と交わされた資料である。

そこで、本件対象文書について、一部公開とした実施機関の処分について検討する。

- (2) 条例第6条第2号該当性について

ア 条例第6条第2号アは、「法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、（中略）公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

イ 当審査会が本件対象文書を見分したところ、実施機関の説明するとおり、条例第6条第2号アに該当するとされた部分については、深沢地域整備事業の実施にあたり、JR東日本の役割や対応等今後の営業方針に関わる情報が記載されていた。これらの情報は、一般に公開することとなれば、当該法人の経営方針の一端が明らかとなり、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

以上のことから、これらの情報が条例第6条第2号アに該当するとした実施機関の判断は妥当である。

- (3) 条例第6条第4号該当性について

ア 条例第6条第4号は、「実施機関又は国の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報と規定している。

イ 当審査会が本件対象文書を見分したところ、深沢地区土地区画整理事業を円滑に推進するための課題及び対応方針の検討内容が記載されていた。これらの情報は、一般に公開することとなれば、今後、事業区域内の土地を所有する権利者との交渉が困難になることが予想されることから、事業の実施における合意形成が難航するなど、実施機関の土地区画整理事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、条例第6条第4号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

(4) 複数の議事録が存在するという審査請求人の主張について

審査請求人は、令和2年（2020年）2月26日付け反論書に添付した平成30年（2018年）3月12日付け鎌倉市指令深地第53号で公開した議事録1及び議事録2は同じ内容のものであるにもかかわらず、体裁が異なっており、複数の議事録が存在すると主張する。

当審査会が、議事録1及び議事録2を見分したところ、実施機関が主張するとおり、双方の議事録は、それぞれ公開文書の作成にあたり、マスキング加工をする際に生じたずれがあるものの、同一の文書であることを確認した。よって、実施機関が議事録を書き換えた事実及び議事録が複数あるという事実は認められない。

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
R 1 / 1 0 / 4	行政文書公開請求書が提出される
1 0 / 1 8	行政文書公開決定等期間延長通知書送付
1 1 / 2 9	行政文書一部公開決定通知書送付
2 / 1 / 6	審査請求書が提出される（処分庁：深沢地域整備課 審査庁：総務課）
2 / 1 7	処分庁が審査庁に弁明書を提出
2 / 2 6	審査請求人が審査庁に反論書を提出
3 / 1 6	処分庁が審査庁に再弁明書を提出
3 / 2 5	審査請求人が審査庁に再反論書を提出
5 / 1 4	審査会に対し諮問
9 / 2 3	第 117 回審査会で審議
1 1 / 2 0	第 119 回審査会で審議
3 / 1 / 2 9	第 121 回審査会で審議
3 / 1 8	答申（答申第 91 号）